

令和4年度第1回 江別市子ども・子育て会議要旨

日 時：令和4年8月29日（月）14時～

場 所：江別市民会館21号室

出席者：江別市子ども・子育て会議委員11名

藤野友紀会長、榮忍副会長、石塚誠之委員、蛭谷俊明委員、太田まど香委員、
小倉ちひろ委員、齊藤圭子委員、堤健太郎委員、常盤忠明委員、松原侑希委員、
若林卓美委員

江別市（事務局）8名

白崎健康福祉部長、東子育て支援室長、
宮崎子育て支援課長、天野子ども育成課長、
須藤子ども育成課給付係長、本田子育て支援課子ども家庭係長、
今野子育て支援課子ども家庭係主査、菅原子育て支援課会計年度任用職員

傍聴者：1名

○次第

- ・委嘱状交付
- ・委員紹介
- ・江別市長挨拶

1 開会

2 会長・副会長の選出

3 議事

（1）報告事項

- ①第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の実績について
- ②野幌若葉小学校区放課後児童クラブについて
- ③教育・保育施設の利用定員等に係る意向確認について

（2）協議事項

- ①第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
- ②家庭的保育事業等の認可・特定地域型保育事業の利用定員設定及び確認について
- ③保育施設入所選考基準の見直しについて

4 その他

5 閉会

3 議事

○藤野会長

次第3の議事に入ります。(1)の報告事項①『第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の実績について』、事務局から説明をお願いします。

○今野子育て支援課子ども家庭係主査

資料1-1をご覧ください。

報告事項1第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の実績について、説明します。

子ども・子育て支援事業計画の実績については、令和2年に策定したものから、年度毎にその進捗について報告しています。今年度は令和2年度から令和3年度までの2年分の実績をまとめたものを配付しています。

まず、4.プランにおける量の見込みと提供体制の実績(1)幼児期の教育・保育の提供体制等の状況について説明します。令和3年度の実績【利用定員】は1号認定1,749人、2号認定950人、3号認定の1-2歳児が684人、3号認定の0歳児が207人という数字になり、保育認定(2号・3号)の利用定員は前年度と比較して106人増加となりました。続きまして、令和4年度の実績【利用定員】は1号認定1,741人、2号認定1,159人、3号認定の1-2歳児が774人、3号認定の0歳児が216人という数字になり、保育認定(2号・3号)の利用定員は前年度と比較して308人増加となりました。この結果、提供体制との比較では、教育認定及び保育認定の提供体制ともに概ね充足している状況にあります。今後とも、プランとの整合を図りつつ、待機児童の状況を把握しながら、提供体制の確保に努めます。

なお、プランにおける量の見込みと実績【認定児童数】とのかい離率につきましては、協議事項①の第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの際に説明いたします。

次に、(2)地域子ども・子育て支援事業の提供体制等の状況についてです。

①利用者支援事業は、子育てひろば「ぽこあぽこ」及び市役所子育て支援室に専任の職員3名を配置して、子育てのサービスや教育・保育施設の利用相談など様々な子育て相談に対応しているほか、地域あそびのひろばや保健センターを会場に実施している出張相談も行っており、概ね充足しています。

②地域子育て支援拠点事業は、公設・民間合わせて8か所の子育て支援センター(江別地区3か所、野幌地区4か所、大麻地区1か所)において、親子の交流、遊びの場の提供、子育て相談、講習会等の事業を行っています。利用は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、プランとの比較では令和2年、3年ともに5,000人程度下回りました。今後とも地域の実情に応じ、子育て支援センターの設置を検討しながら、事業内容の充実に努めます。

③妊婦健康診査・④乳児家庭全戸訪問事業は、妊婦や乳児の健康状態や生活状況を把握して適切な支援に繋げるための事業となります。妊婦健康診査はプランと比較して利用者はプランを上回っていますが、受診回数はプランを下回っている状況です。乳児家庭全戸

訪問事業は、子どもが生まれた世帯や転入世帯が増加したことにより、実績数がプランを上回りました。今後とも関係機関と連携しながら、事業を推進してまいります。

⑤養育支援訪問事業・⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、養育支援が特に必要な家庭に対して短期集中的に養育支援を行う事業です。養育支援訪問事業、子育て短期支援事業はいずれもプランを下回りました。引き続き様々な相談に対応する中で、適切なサービス提供につなげてまいります。

⑦ファミリー・サポート・センター事業は、子育て支援に関する援助を依頼する会員と提供する会員のマッチングにより、子育てを地域で支える仕組みを推進する事業となります。令和2年度、令和3年度いずれも、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用が低下しプランを下回っています。

⑧預かり保育及び一時預かりの利用は、新型コロナウイルス感染症に伴う利用自粛などにより、いずれもプランを下回りました。また、⑨延長保育の利用は、保育認定の提供体制の増加に連動し、昨年度よりも増加しています。引続きニーズの把握等に努め、必要な対応を検討してまいります。

⑩病児・病後児保育事業は、令和2年度から1施設増加し、市内保育施設2箇所に運営費の一部を補助することにより、子どもの病中・病後の保育を提供しています。新型コロナウイルス感染症の影響で利用制限を行った時期もあり、令和2年度の実績はプランを大幅に下回りましたが、令和3年度は回復してきています。

⑪放課後児童クラブは、小学生の子を持つ保護者の就労支援とともに、放課後の児童の生活の場の確保及び健全育成を目的として、公設及び民設により実施しています。令和3年度からは新規クラブ開設などにより利用定員が増加していますが、プランを下回っています。保育ニーズの高まりに伴い今後増加が見込まれることから、引き続き、的確にニーズを把握する中で、提供体制の確保に努めてまいります。

5. まとめと今後の展開は、令和2年度及び令和3年度は、出生数に改善が見られたことにより、妊婦・新生児に関する事業の実績が向上しました。また、転入世帯等の増により、未就学児及び児童数もプランの推計子ども人口を上回っており、今後においては、プランとの整合性を図りつつ、子どもを取り巻く環境・女性の就労率向上等の社会情勢の変化に柔軟に対応しながら子育てに関する施策を展開してまいります。令和4年度は計画の中間年に当たることから、国の基本指針に基づき、見直しの必要性について検討してまいります。

6. その他として、関連する主な事業の状況については、資料1-2を参照願います。
以上です。

○藤野会長

ありがとうございました。ただいまの説明について質疑をお願いします。

○石塚委員

子育て短期支援事業ショートステイ事業の実績が伸びていない中で、どのような方に対しどのような周知を行っているのか教えてください。

○宮崎子育て支援課長

資料にある子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の令和2年度は実績が0ということで、実際に預かりにつながった子どもはいませんでしたが、全く需要がなかった訳ではなく、当市の場合、市内に児童養護施設がないので、岩見沢市と北広島市の児童養護施設と契約し、入所できるかどうかの相談をしながら必要な方にショートステイを利用してもらっている状況です。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の関係で、児童養護施設のショートステイ枠以外にも生活している子どもがいるため、感染症対策の関係で預かりが難しい状況となり、利用者が0となりました。

利用については、保護者の体調不良、入院しなければならないが預け先がない方、短い期間のお子さんの預かりが必要なご家庭に対してサービスを提供しています。児童相談所経由でショートステイが使えないかという相談がきたり、保護者さんが子どもの預かり先が見つからないなどの理由で子育て支援課に直接相談するケースもあります。

プラン上は35人利用という見込みとなっておりますが、これは利用実績に関わらず、セーフティーネットとして担保されていることが非常に重要と考えています。

周知は広報えべつやホームページ等で行っていますが、家庭相談については日ごろからきめ細やかに対応したいと考えていることから、広く一般市民に周知を図るほか、家庭相談につながっているケースについては、日々状況を確認し、預かり先を探しているといった相談があった場合には、ショートステイについてこちらから提案したいと考えています。

○堤委員

妊婦健診について、令和2年度も3年度も量の見込みの人数はプランよりも実績値が上回っているにもかかわらず、提供体制の受診回数がプランよりも実績値が下回っている理由を教えてください。

○宮崎子育て支援課長

妊婦健康診査については、妊婦1人に対し、最大で14回の受診券が発行されることから、プラン上は全員が14回受診するという見込みのもと提供体制を設計しています。

所管しているのが保健センターとなりますので、詳細な原因分析は難しいですが、令和2年、3年いずれも新型コロナウイルス感染症の関係で病院に行きたくても感染リスクが怖くて行けなかったという話も聞こえてきます。計画値に達しなかった理由に新型コロナウイルス感染症の影響があるのか、それとも別の理由があるのか、その要因を分析し、今年度の中間見直しに反映させていきたいと考えています。

○若林委員

幼稚園における預かり保育のプランの数字について、令和2年度から令和3年度で量の見込みが3,000、実績も同じく3,000程増えています。この数字は実数に合わせて設定したのか、幼稚園が受け入れる枠を確保したというとらえ方をしたらよいのか、どちらでしょうか。

○天野子ども育成課長

預かり保育の実績の数字となります。

○若林委員

実績に応じてプランの受け入れの提供体制を変えていくということでしょうか。

○天野子ども育成課長

令和2年度、令和3年度のプラン上は101,400、104,800で計画されていましたが、令和2年度の実績は80,995、令和3年度は83,940の対応をしたということです。

○若林委員

プランの数字はあくまで幼稚園が受け入れるという数字ではないということでしょうか。

○天野子ども育成課長

当初立てた5年計画の見込み上の数字であり、委員お見込みのとおりです。

○藤野会長

養育支援が特に必要な家庭に対して、常日頃からコミュニケーションをとりながらやっているのはとても大事な取組だと思いました。出産前からのこともあわせて考えた時に、特定妊婦の方への支援、出産してからもずっと引き続きつながりを持ちながら支援をしていき、必要な場合には養育支援等につなげるという体制があるという理解でよろしいですか。

○宮崎子育て支援課長

特定妊婦については、子どもを誰一人として取りこぼすことのないような支援が求められている中で、子育て世代サポートえべつを保健センター等に設置し、母子手帳が交付される段階から、すべての妊婦と面談をし、聴き取りを行ったうえで、必要な支援計画を立てていく中で、支援が必要な家庭の情報を集約し、必要に応じて家庭訪問等を行って、対象者が相談しやすいような関係性を築く体制をとっているところです。

○堤委員

特定妊婦も要対協の対象となると思いますが、家庭児童相談室、教育の部分となると思うのですが、教育部門との連携、対象者の把握、支援の進捗の共有等はどのようになっているか教えてください。

○宮崎子育て支援課長

要対協は教育部門ではなく、福祉部門である子育て支援課が窓口となっています。特定妊婦については、要対協ケースになる可能性もありますが、特定妊婦全てが支援の必要なケースという訳ではないので、まずは、子育て世代サポートえべつで面談を行う中でリスクのスクリーニングを行い、リスクの高いご家庭については、保健センターから家庭相談に情報をもらい、より細かな支援を行うという体制となっています。

○藤野会長

他に意見等ありますか。

質問等は出尽くしたようですので、次の議題に移りたいと思います。次に次第3議事の報告事項②『野幌若葉小学校区放課後児童クラブについて』、事務局から説明をお願いいたします。

○今野子育て支援課子ども家庭係主査

報告事項②野幌若葉小学校区放課後児童クラブについて、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

野幌若葉町の宅地造成等により、放課後児童クラブの大幅な需要増が見込まれることから、現在、令和5年度に向けて新たな開設場所等を検討しています。

「1 現在開設中の放課後児童クラブの概要」について説明します。開設者は、学校法人野幌キリスト教学園、名称は、こひつじ児童会、開設場所は、江別市野幌若葉町3番地の8（のっぽろ幼稚園内）、定員は45名、令和4年4月1日現在の登録児童数は50名です。

「2 令和5年度受入れ体制」についてですが、開設場所につきましては、野幌若葉小学校区内で検討中、また、運営団体につきましても現在検討中となります。

以上です。

○藤野会長

ありがとうございました。ただいまの説明について質疑をお願いします。

○藤野会長

1番目は今年度開設されたクラブで、2番目が来年度検討中の事案でいいですか。

○今野子育て支援課子ども家庭係主査

1番目につきましては、現在開設しているクラブとなります。今回の報告分については、野幌若葉小学校区内に新たに1つ放課後児童クラブを開設するという事です。

○藤野会長

他に意見等ありますか。

質問等は出尽くしたようですので、次の議題に移りたいと思います。次に、次第3議事

の報告事項③『教育・保育施設の利用定員等に係る意向確認について』、事務局から説明をお願いいたします。

○天野子ども育成課長

報告事項③教育・保育施設の利用定員等に係る意向確認について、ご報告します。資料3をご覧ください。

「1の趣旨」ですが、このあと協議事項で説明がありますが、今年度は第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し年度に当たります。市では、令和5年度と令和6年度の計画後期についての保育の量の見込みを見直し、その内容に応じた教育・保育の提供体制を確保することから、参考とするため今年6月に市内教育・保育施設事業者等へ利用定員の見直し等の意向確認を行いましたので、概要についてご説明します。

「2の確認結果」についてですが、保育所からは、2園が保育所型認定こども園への移行希望、1園が定員増の希望がありました。認定こども園からは、3園が教育定員と保育定員の変更の希望がありました。幼稚園からは、1園が幼保連携型認定こども園への移行希望がありました。地域型保育施設からは、事業所内保育所1園から事業者枠と地域枠の定員変更の希望、1園が廃止の意向、1園が定員増の希望がありました。

「3の今後」についてですが、これらの意向確認結果も参考にしながら、今後の保育需要を精査する中で、提供体制の確保について整理し、第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の後期計画に反映させてまいりたいと考えています。

○藤野会長

ありがとうございました。ただいまの説明について質疑をお願いします。

○若林委員

地域型保育施設の1園について、廃止の意向があったとのことですが、廃止の園にいる子どもの定員については、定員増のところである程度受け皿が増えるということでしょうか。

○天野子ども育成課長

委員のお見込みのとおりです。事業主から定員拡大という動きがある中で、廃止意向の園から当初の役割を果たしたのではないかという連絡をいただきました。定員減の部分については定員増分で吸収できるような体制と考えています。

○藤野会長

他に意見等ありますか。

質問等は出尽くしたようですので、次の議題に移りたいと思います。次に次第3議事の協議事項①『第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて』、事務局から説明をお願いいたします。

○今野子育て支援課子ども家庭係主査

協議事項①第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて、説明します。別冊の「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」は、国が示した基本指針です。それをまとめたものが資料4-1ですので手引きの方は、改めてご確認していただければと思います。

まず、第2期江別市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく計画です。国が示す基本指針は、計画に定めた教育保育給付の量の見込みと実際の支給認定者数又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を目安として必要な場合には、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととされています。中間年が今年度、令和4年度ですので見直しの必要性を含め、作業の実施をしていく予定です。見直しの考え方について「2. 中間見直しの要否の基準について」で説明します。

こちらについては、先ほどの作業の手引きの中に「見直しの要否の基準」があり、基準に基づき見直しの必要性を判断していきます。

「(1) 教育・保育給付(幼稚園、保育園、認定こども園など)」は、令和3年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの人数の実績値がプランにおける量の見込みと比較して10%以上のかい離がある場合に見直しが必要となっています。多くても少なくとも見直しが必要となっております。具体的な手法としては、実績値の把握、実績値と量の見込みとの比較、要因分析、量の見込みの補正、提供体制確保の内容を考慮して行うこととされています。

先ほどの資料1-1のところに戻っていただき、1ページの(1)「幼児期の教育・保育の提供体制等の状況」の令和3年度の数字をご覧ください。かい離の要因分析前の実績と量の見込みとの比較となりますが、表の一番下の数字がかい離率となっております。令和3年度の数字ですと、3~5歳の教育希望でマイナス3.7%、保育認定で0.42%、1~2歳の保育認定でマイナス0.25%、0歳で14.44%のかい離率となっています。

「(2) 地域子ども・子育て支援事業(放課後児童クラブ、延長保育事業、一時預かり事業等)」につきましては、教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、各事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要がある場合に見直しを行うこととされています。(1)、(2)いずれも実績値のかい離の要因分析や、「量の見込み」等の見直しについては、新型コロナウイルス感染症の影響等に留意する必要があります。

参考に令和3年4月1日現在のプランと実際の人口の比較を行った表をつけております。就学前児童に関しては、プラン4,732人に対して子どもの実績人口が4,820人となっておりますので、すでに現時点でプランに対して88人の人口が多いという状況です。小学生については、プランを超えて子どもの人口が増えております。実際の合計だと令和3年4月1日時点で164人の子どもの数がプランを上回っています。

また、資料4-2では各年度の4月1日時点のプランと実際の人口の比較を行った表となっております。令和4年4月1日現在のプランと実際の人口の比較では、就学前児童に関しては、プラン4,631人に対して、子どもの実績人口が4,825人となっており、プランとの比較では194人のお子さんが多いという状況です。小学生については、56

人のお子さんが多いという状況です。子ども人口の合計で比較すると、233人子どもの数がプランを上回っています。

「3. 中間見直しスケジュール」ですが、今決まっている予定を掲載しております。令和4年8月の子ども・子育て会議は、本日の会議です。中間見直し方針については、今後、実績等から事務局で作成する見直し案について、10月から11月頃に審議していただきたいと考えております。その中で様々なご意見をいただき、必要に応じて修正するため、複数回の子ども・子育て会議が必要になる場合もあると考えております。

12月に市民に意見を募るパブリックコメントの実施をいたしまして、令和5年3月に最終的な中間見直しの決定をしてまいりたいと考えております。作業の手引に基づいた作業の方法、見直しの方法や基準を考えておりますので、その方法等についてご審議していただきたいと思っております。

○藤野会長

ありがとうございました。ただいまの説明について質疑をお願いします。

○藤野会長

0歳児の3号認定のところでかい離が10%以上あるとみられるということですが、このかい離には新型コロナウイルス感染症の影響等が推測されると思いますが、中間見直しの際に新型コロナウイルス感染症の影響を具体的にはどのような方法などで計る予定ですか。

○天野子ども育成課長

保育の量の見込みについては推計値として当該年齢児の推移を把握することはできませんが、保育を必要とするかどうかという要素になると、出生数を含めた形で個別の事情を加味しなければならない部分があります。また、江別市は出生数が大きく落ち込んでいる訳ではないので、出生に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響はあまりないのではないかと考えているところです。

そして、年齢別の0、1、2歳児の入園申請の状況から考えると、女性の就業率については、過去と比較して若干増えている傾向がありますので、育休明けの0、1歳児のニーズは今後もあり続けるのではないかという状況の中で今後精査していく予定です。

○藤野会長

新型コロナウイルス感染症の影響もありつつも、全体的な動向をみながら判断していくということでもいいですか。

○天野子ども育成課長

そのとおりです。

○藤野会長

他に意見等ありますか。

質問等は出尽くしたようですので、次の議題に移りたいと思います。次に次第3議事の協議事項②『家庭的保育事業等の認可・特定地域型保育事業の利用定員設定及び確認について』、事務局から説明をお願いいたします。

○須藤子ども育成課給付係長

協議事項②家庭的保育事業等の認可・特定地域型保育事業の利用定員設定および確認についてですが、この度、事業所内保育所の法人吸収合併の事案がありますので、ご説明します。資料5の1ページをご覧ください。

まず、簡単に制度概要をご説明します。子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園は北海道が認可・認定を行います。事業者が家庭的保育事業等を行う場合には、児童福祉法の規定により、市町村が認可を行い、子ども・子育て支援法の規定により、江別市の認可を受けた特定地域型保育事業の設置者からの申請に基づき、利用定員を定め、給付対象となることを確認し、給付費を支払うこととなっています。また、家庭的保育事業等の認可をしようとする時、特定地域型保育事業の利用定員を定めようとする時には、子ども・子育て支援会議で意見聴取する必要があると規定されています。

ページ中段にある表は、制度の基本的な仕組みを表しております。この表の塗りつぶしている部分①は江別市が行う認可、②は江別市が利用定員を定め、給付対象として確認する仕組みを表しています。

次に、下段の表ですが、江別市が認可と確認の権限を有する家庭的保育事業等の類型について、概要を整理したものです。

次に2ページをご覧ください。今回は、文京台南町44番地8にあります事業所内保育所B型の「結いの家保育園」の設置者である株式会社テイクケアライフが、令和4年10月1日にグループ会社である株式会社オノデラナーシングホームに吸収合併されることに伴い、設置者が変更となることから改めて認可・利用定員の設定および確認をするものです。

合併後も保育園の設備・運営体制等は引き継がれ、市の基準を満たしていることから、申請のとおり認可し、利用定員の設定および確認を行いたいと考えております。また、合併により株式会社テイクケアライフが設置する結いの家保育園については、廃止となり、確認も辞退することとなります。

○藤野会長

ありがとうございました。ただいまの説明について質疑をお願いします。

質疑なし

○藤野会長

質疑ございますか。特に質疑がないようですので、次の議題に移りたいと思います。次に次第3議事の協議事項③『保育施設入所選考基準の見直しについて』、事務局から説明をお願いいたします。

○天野子ども育成課長

協議事項③ 保育施設入所選考基準の見直しについて、ご説明します。資料6-1をご覧ください。

まず、趣旨についてですが、保育所の入所に当たっては、公正な方法による選考を行うため、「江別市保育施設入所選考基準」に基づき、利用調整を行っていますが、今回、社会環境の変化や本市の施設整備等を踏まえたうえで、選考基準の見直しを行うものです。昨年8月の子ども・子育て会議で報告しましたとおり、入所選考基準の見直しについて、本会議で意見聴取をさせていただきますので、よろしくごお願いいたします。

まず、「1 本市の保育施設等入所における利用調整」についてですが、国の示す基準に基づき、公平性・客観性を明確にするために、選考基準により点数化し、基礎点数と調整点数の合計点数が高い家庭から入所を決定しています。基礎点数は、保育の必要性を保護者の状況に応じて区分する点数、調整点数は福祉的配慮や養育環境の配慮などを行う点数となります。

「2 今回の主な見直し」についてですが、(1) 保護者の育児負担軽減の観点から、兄弟姉妹がいる家庭に配慮した調整点数の加点、(2) 福祉的配慮の観点から、同居親族等に障がい者がいる場合の調整点数の追加、(3) 育児休業の延長を許容できる方への調整点数の減点、(4) 項目・字句等の整理などを行います。

「3 変更の内容」についてですが、資料6-2の選考基準の新旧対照表を合わせてご覧ください。新旧対照表の左側が現行の内容、右側が今回見直した内容で、修正・追加部分は字体をゴシック体にし、下線を引いています。

それでは、資料6-1に戻って、「(1) 基礎点数の①保護者・世帯条件アの類型項目疾病・負傷と障がいの統合」についてですが、重複している点数項目等を整理します。新旧対照表1ページ下段から2ページ上段にかけて記載しています。

続いて、「(2) 調整点数、①保護者・世帯条件、ア法に基づく産前産後休暇・育児休業明けの場合の字句の修正」についてですが、育児休業法の適用を受けないフリーランスの方々への配慮が必要なことから、法に基づくという字句を削除します。新旧対照表3ページ上段に記載しています。

次に、「ウ 江別市に転入予定で、賃貸借契約書もしくは売買契約書の提出がない場合の減点項目の削除」についてですが、江別市への転入予定者は、入所選考の際に江別市民と同等の優先利用の扱いとしていますが、それを確認する書類として、申請時点で転入予定であることを確認できる賃貸借契約書もしくは売買契約書の提出を求めており、提出できない場合、調整点数を減点していました。しかし、入所申請時点で賃貸借契約もしくは売買契約を終えていない場合もあることから、契約書提出の有無をもって減点することを廃止します。

次に、「エ 同居親族等に障がい者がいる場合の加点項目の追加」についてですが、同居親族等に障がい者がいることでやむを得ず、短時間勤務にしているケースもあることから、配慮が必要であると判断し、従来あった、入所申請児童が障がいを有している場合を含め、新たな項目として追加します。新旧対照表 3 ページ中段に記載しています。

次に、「オ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長を許容できる場合の減点項目の追加」についてですが、育児休業は原則子どもが 1 歳になるまで取得できる制度ですが、保育所に入所できない子どもがいる場合は、最長 2 歳になるまで延長が可能です。育児休業を延長する場合は、公共職業安定所（ハローワーク）に、保育所の入所保留通知書を提出することになっており、当初から入所保留通知書の入手を目的に入所申請する保護者が見受けられています。こうしたことから、保留希望者の同意のもと、調整点数を減点し、優先順位を下げることで、実態に即した選考ができるようにするための項目を追加します。新旧対照表 3 ページ下段に記載しています。

次に、②児童条件「ア 兄弟姉妹が既に入所している施設に入所を希望する場合の加点」についてですが、近年の保育所等の整備状況によって保育定員を一定程度確保したことで、より兄弟姉妹のいる世帯への配慮が可能となったことから、兄弟姉妹が既に入所している施設に入所を希望する場合の調整点数を 5 点とします。新旧対照表 4 ページ上段に記載しています。

次に、「イ 兄弟姉妹が既に入所している施設以外に入所を希望する場合の加点項目の追加」についてですが、これまでは、兄弟姉妹が既に入所している施設に入所を希望する場合は加点していましたが、兄弟姉妹が既に入所している施設以外の施設を希望する場合の選考には加点が付きませんでした。兄弟姉妹同じ施設の利用がベストだと思いますが、兄弟姉妹別々の施設を望む場合もあることから、このような場合にも育児負担軽減の考慮が必要と判断し、新たに項目を追加しました。新旧対照表 4 ページ上段に記載しています。その下に兄弟姉妹と同時に申込み場合に 2 点の加点があり、同時であれば別々の施設の希望であっても加点されるのと、同じ扱いが必要との判断です。

次に、「ウ 小学校 3 年生以下の扶養する子が 3 人以上いる場合の加点項目の追加」についてですが、少子化対策の観点や保護者の育児負担軽減の観点から、多子世帯への配慮が必要なことから、小学校 3 年生以下の扶養する子が 3 人以上いる場合の加点項目を追加します。新旧対照表 4 ページ中段に記載しています。

次に、③転園・卒園の「ア 兄弟姉妹が既に入所している施設への転園を希望する場合の加点」についてですが、従来の 3 点から 2 点加点し 5 点といたします。

次に④調整点数の注釈の移動と内容の追加の「ア※ 1 保育施設等の注釈に、放課後児童クラブを追加」についてですが、子育て支援の観点から、保育士と同様、就労支援のため放課後児童クラブの従事者を加点対象として追加します。新旧対照表 4 ページ下段に記載しています。

次に、「イ※ 2.3.4.5 注釈の追加」についてですが、重複加算を行わないことを記載します。

次に、「(2) その他」についてですが、説明書き「3 利用調整について」を「4 利用調整の方法について」と改め、掲載位置を後ろに移動しています。新旧対照表 5 ページ中段

からの記載のとおりです。

次に、「4 適用時期」についてですが、令和5年4月入所申込者の利用調整から適用とします。例年新年度の入所申請受付は11月から開始しますので運用としては、11月から適用することとなります。

○藤野会長

ありがとうございました。ただいまの説明について質疑をお願いします。

○石塚委員

障がいに関わる部分を統合するとのことですが、身体障がいと精神障がいを重複している場合は、今まではそれぞれ加算がついたのか、それとも運用上どちらか高い点数をついていたのか、重複では取れないのか、教えてください。障がいのある方の点数が高くなって預けやすくなっていたのが統合されることで預けられなくなるのが心配なので、確認しました。

○天野子ども育成課長

従来については、入所申請の審査の際の加点方法の実務的な点について、はっきりしたことは申し上げられないのですが、重複が禁止されるものではないので、重複されていたのではないかと思います。

○石塚委員

これまで重複で取れていたものが取れなくなる可能性があると思うので、何らかの配慮が必要だと思います。障がいのある方が保育所に預けるときに預けにくくなることのないように配慮していただければと思います。

○東子育て支援室長

補足で説明します。基本的に基礎点数は、保護者がどういった理由で日常子どもを保育できないかという部分で点数をつけているもので、基本は一つの加点となります。障がい者の世帯についての基礎点数そのものは、新旧点数的には変わりませんが、今回調整点数で、同居親族の障がいのある方がいる場合加点が設けられているので、これまでよりも点数が高くなる形で見直しをしています。精神障がいの手帳と身体障がいの手帳両方を持っている方の基礎点数については、高いほうの点数でみることになり、点数的には変わらず、むしろ調整点数で加点される項目ができたので、合計点数では高くなる可能性があることとなります。

○石塚委員

特に変化がないということであれば、安心しました。ありがとうございました。

○堤委員

同居等親族に障がい者のいる場合の証明の方法と、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳や療育手帳も同じですが、それぞれ等級によって状態が違いますが、一律同じ点数にする理由を教えてください。

○天野子ども育成課長

基礎点数、調整点数の定めについては、近隣市町村の配点状況と比較すると、当市の選考基準表は、公平性を期するものでありながら若干基準があいまいな部分がありましたので、疾病負傷の基礎点数の部分については、手帳1級またはこれと同等な判定書が出ているものと明確にしました。

他市では、ある程度厳密に判定するために何級の手帳を持っている等の定めがありながらも、下の等級においても加点する項目がありましたが、当市については、障がいの細かい違いを点数に個別に配点することが設計上難しいと判断し、それ以下の等級をもつ障がいの方に加点するという意味で、調整点数の中に同居親族等に障がい者がいる場合を定めました。基礎点数で定めのない障がいのある方は、調整点数のところで判定し、これまで以上に対象範囲を広げていこうという考え方のもとこういう設定をしました。

○堤委員

同居親族となっているので、祖父、祖母に人工関節をいれていて身体障害者手帳をもっているが、自立をして生活している人と、精神障害者手帳1級を持っていて介護が常態的に必要な方がいるため、短時間を勤務している人と同じ手帳を持っていても背景が全然違うので、その方を同じ点数に配分してしまうのはいいのか疑問だったので質問しました。設計上これ以上難しいということであれば致仕方ないかと思います。

○小倉委員

江別市に転入予定で、賃貸借契約書もしくは売買契約書の提出がない場合の減点項目の削除とありますが、これを削除するというはどのような方法で転入予定者ということを確認するのでしょうか。

○天野子ども育成課長

こちらについては、保育申請の段階で賃貸借契約書や売買契約書がある場合は提出していただき、契約書といった書類がない場合は保育所入所時点で江別市に転入予定であることを誓約するという誓約書をいただき、それが果たせなかった場合、入所が取り消されるという取り扱いへと変更します。

保育所の申請書の提出時点で、書類の有無で不公平があること、また、書類の有無は審査段階で判定する上での事務上の都合でしかないので、誓約書をいただいたうえで受付するのが妥当であると判断しました。

○齊藤委員

入所申請児童が障がいを持っている場合という文言が、同居親族等に障がい者がいる場合に含まれるということだと思っておりますが、入所申請児童が障がいを持っている場合という文言があったほうがわかりやすいので残してもらいたいです。

また、障がいを持っている場合は医師から診断名が出た場合でいいのか、手帳まで取得しないと障がいを持っている場合と認められないのか、中には手帳を持ちたくない方もいると思うので、質問します。

○天野子ども育成課長

調整点数のところに入所申請児童が障がいを持っている場合を残してほしいという要望については、検討させていただきます。

入所申請時の障がいを持っている場合については、現状、申請書類の中で各種手帳の他、特別児童扶養手当証書の写し、国民年金厚生年金の年金証書の写し、障がいの認定が判定できるものをもって認定しています。

○齊藤委員

手帳がなくても特別児童扶養手当証書の写し、国民年金厚生年金の年金証書の写しがあれば認定できるということでしょうか。

○天野子ども育成課長

実務の詳細の運用面につきましては、この場で回答することができません。

○藤野会長

先ほどの天野子ども育成課長のご回答では、手帳に限らずとも、何らかの書面での根拠書類があればよいということでしょうか。つまり、これまでの入所申請児童が障がいを持っている場合の判定においては、手帳だけではなく診断書等の書面での根拠資料があるという条件であったということでしょうか。

○天野子ども育成課長

障がいを持っている場合の判断資料として、手帳のほかに各手当の証書や年金証書の写しをもらって判断しています。手帳だけをもって判断してはおりません。

○若林委員

新旧対照表の5ページの優先順位の表ですが、その2番の保育士等資格保有者が江別市内の保育施設等で従事する場合に加点するものだと思いますが、ここでいう保育施設等で従事しているということではなければならないのか、従事予定でもいいのかを確認させていただきます。

○天野子ども育成課長

こちらについては、保育業務に従事しているという規定になっていますが、考え方としては従事する場合と改めたほうが良いと思いますので、修正します。

○藤野会長

保護者・世帯条件の同居親族等に障がい者がいる場合の同居親族等という表現についてですが、誰を主体としての同居親族なのかが曖昧だと思います。申請する入所予定の児童の親は含まれるのか、親でない他の同居家族を同居親族と呼ぶのか、子どもを主体としてだと子どもは含まれないし、その人によって解釈が異なってくるような気がするので、どの方が読んでも誤解を生じない文言にしたほうが良いのではないかと思います。

また、入所児童が障がいを有している場合が統合されることについて、児童条件のところに障がいを有している場合が入っているのがどういう考え方によってこれが設定されたかにもよりますが、他の自治体の歴史的な背景を見てみると、保育施設は親が就労しているかどうかだけではなく、子どもの発達を保障する場でもあるので、障がいがある子どもの場合に、障がいがあるからこそ同年齢のあるいは年齢の近い子どもたちの集団の中で育ちの環境を保障すべきであるという、まだ障がい保育が充実していなかった頃にそういう考え方があって、障がいがあることをもって発達保障の観点から加点をするという思想があり、おそらくこの児童条件の入所申請児童が障がいを有している場合というのは、そういう意味合いがあるのではないかと思います。

それに対して、同居親族等に障がい者がいる場合は、先ほどの説明にもあったように子どもでもなく、直接の親でもない祖父母であったり兄弟であったりが障がいを持っていて、それによりフルタイムで働けない人に加点をしようというものだと思うので、家族内に誰かに障がいを持っている人がいるという観点で統合するのはちょっと背景的に違うと思います。先ほど齊藤委員からもご意見ありましたように、入所申請児童が障がいを有している場合は、そのまま残したほうが江別市の子ども・子育ての理念、考えを示すうえでもいいのではないかと思います。逆になぜになくしたのか不自然な気がしますので、そのように要望いたします。

○石塚委員

入所申請児童が障がいを有している場合という文言を残す場合、児童発達支援とか放課後等デイサービスの受給者証を持っているお子さんがすごく増えていると思うので、障がいを有している場合の要件の一つに受給者証を持っている方を加えていただけると良いかなと思いました。

○天野子ども育成課長

非常に貴重なご意見をいただいたと感じておりますので、持ち帰って検討させていただきます。

○藤野会長

他にいかがですか。

では、質問等は出尽くしたようですので、次の内容に移りたいと思います。次に、次第4『その他』について、事務局から何かありますか。

○宮崎子育て支援課長

今回の会議の日程についてですが、今年の10月ごろに開催を予定しております。会議が近くなりましたら、委員の皆様には日程調整をさせていただく予定です。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤野会長

委員の方から何かありますか。

○石塚委員

特別支援の巡回指導員をしている中で、保護者や学校の先生と話をしているときにショートステイのようなものがあつたらいいと聞いている一方で、ショートステイの利用実績が上がらないのはなぜなのかと思っていました。現在の江別市のショートステイの利用申請書の申込事由として疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加の10項目になっています。ただ、厚労省の通知の中には、育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由という項目が入っていて、江別市の利用申請書の申込事由の中に入っていないので、これらの項目があれば使用したいという方が増えるのではないかと、また、江別市としてこれらの項目を入れていないのでしたら入れていない理由について教えてください。

○宮崎子育て支援課長

石塚委員が見ている要綱が手元にないので、10項目等と含みを残して記載してあるものなのか、限定列挙的な書き方なのか確認できないのですが、要綱自体作成しているのがかなり古いと思いますので、当時は限定列挙という形になっている可能性はあります。

ただ現実問題として、運用では、育児疲れで子どもをどこかに預けなければならない、このまま子どもと一緒にいると虐待に発展しかねないというご相談もあり、その場合にショートステイが使えるような場合には提案していますし、もしショートステイがいつばいで受けることができない場合、保護者の同意のもとに児童相談所と連携して一時保護をする等の対応をしています。

○石塚委員

江別市の子育て支援短期利用事業の申込書をみていて、そこでは申込事由が限定されていて、江別市の要綱を見ると1歳から18歳までの年齢のお子さんとかもう少し広く子育てや、お子さんの精神疾患等の状況によりサポートができる事業だと思ったので、学校の先生や保護者の方でもしこれを知ったら助かるなという方が多く、周知されるといいなと

思いました。

○藤野会長

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、本会議で予定している事項についてはすべて終了いたしました。委員の改選によって新たな顔ぶれによる会議となりましたが、任期为令和5年10月までということですので、今後ともよろしく願いいたします。本日はたくさんのご意見本当にありがとうございました。

以上で令和4年度第1回子ども・子育て会議を終了いたします。